

別紙 機器販売にあたる特約条項

(販売に係る要領の遵守)

第1条 甲及び乙は、別紙Bに定める機器販売実施要領に基づき販売することを確認します。

(検査)

第2条 甲及び乙は、機器が納入された場合は、注文書及び注文請書記載の検査期間内に検査を行うものとします。

2 甲に納入された機器が前項の検査に不合格となった場合、乙は、別途定める期間内に、甲の指示に従い機器を無償で修補若しくは代替品への交換をするものとし、甲の再検査を受けるものとします。ただし、乙の責に帰すことのできない事由により不合格となった場合は、この限りではありません。

3 前項の再検査の手続については、第1項を準用するものとします。

(引渡)

第3条 甲は、機器が第2条の検査に合格した場合は、検査合格書を甲の実施責任者が記名押印のうえ乙に交付するものとします。この場合、注文書及び注文請書記載の検査期間満了日を引渡完了日とします。

2 甲の責に帰すべき事由により検査期間内に検査が完了しなかった場合、当該機器は検査に合格したものとみなし、検査期間の満了日をもって引渡完了日とします。

(所有権の移転)

第4条 機器の所有権は、注文書及び注文請書記載の支払のときをもって乙から甲に移転するものとします。

(危険負担)

第5条 甲及び乙いずれの責にも帰すことのできない事由により、納入前に生じた機器の滅失、毀損その他の損害は乙の負担とし、納入後に生じたこれらの損害は甲の負担とします。

(善管注意義務)

第6条 甲は、機器の納入を受けたときから所有権の移転のときまで、機器を善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。

(請求方法)

第7条 乙は、第3条に基づき機器の引渡が完了した場合、注文書及び注文請書に定める契約金額に別途消費税相当額を加算のうえ甲に請求するものとします。

(支払方法)

第8条 甲は、前条に基づき乙より発行された請求書受領後30日以内に、乙所定の請求書記載の方法により、注文書及び注文請書に定める契約金額及びその消費税相当額を乙に支払うものとします。

(支払遅延損害金)

第9条 甲が支払期限までに注文書及び注文請書に定める契約金額及びその消費税相当額を支払わない場合、乙は、甲に対し、支払期限の翌日より支払日までの日数に応じ、注文書及び注文請書に定める契約金額に対し年利8.25%を乗じて計算した金額を支払遅延損害金として請求できるものとします。

(端数整理)

第10条 本契約に基づく計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

(機密保持)

第11条 甲及び乙は、本契約の履行に関して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が機密である旨表示したものを(以下、「機密情報」という。))について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、第4項に定める者に使用させる場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとします。

2 前項にかかわらず、本契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとします。

(1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの

(2) 既に保有しているもの

(3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したものの

(4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの

(5) 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの

3 甲及び乙は、相手方から提供を受けた機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、改変が必要ときは、事前に相手方から承諾を受けるものとします。

4 甲及び乙は、本契約の履行に必要な範囲において、自己の役員、従業員に対して機密情報を開示できると共に、本契約と同等級以上の守秘義務を課した再委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとします。ただし、甲及び乙は、第三者に開示した機密情報の機密保持について、相手方に対して本契約上の責任を負うものとします。

5 第1項にかかわらず、甲及び乙は、法令等に基づき、開示を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り機密情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に(緊急止むを得ない場合には、事後速やかに)相手方に対して当該開示について通知するものとします。

6 本条の機密保持義務は、本契約が終了した後3年間継続するものとします。

(保証)

第12条 甲が機器に瑕疵を発見し、引渡完了日から起算して12か月以内に乙にその旨を通知した場合であって、当該瑕疵が乙の責に帰すべきものであると認められたときは、乙は当該瑕疵を無償で修補するものとします。

2 乙が瑕疵を修補した場合において、当該瑕疵の原因が乙の責に帰すことのできないものであったときは、甲及び乙は当該瑕疵の修補作業及び当該作業に要した費用等を規定した注文書及び注文請書(以下、「修補契約書」という。))を締結することとし、甲は乙に対し、修補契約書に基づく費用を支払うものとします。

3 乙が機器に関して、引渡完了後に甲に対して負う責任は第1項に定めた範囲に限られるものとします。

(損害賠償)

第13条 甲又は乙は、相手方の契約違反により損害を受けた場合に限り、通常かつ直接の損害について注文書及び注文請書に定める契約金額を限度として、損害賠償を請求できるものとします。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとします。

(権利義務の譲渡)

第14条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(契約解除)

第15条 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。

(1) 支払停止又は支払不能となったとき

(2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき

(3) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき

(4) 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき

(5) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

(6) 本契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後1か月以内にこれを是正しないとき

2 甲又は乙は、前項各号の一に該当した場合は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに履行するものとします。

3 乙が第1項第1号乃至第6号に定める事由に該当したことに基いて甲により本契約が解除された場合を除き、本契約が解除された場合、甲は、当該解除により乙が負担することとなる費用(人的資源、物的資源確保に要した費用を含む。)を乙が定める日まで一括して乙に支払うものとします。

別紙B

機器販売実施要領

1. サービス内容

・達人シリーズの利用者を対象に、乙が推奨するスペックのパソコン、プリンタ、ネットワーク機器等の販売を行う。また、キッティングサービスとして、以下の設定を出荷時に実施する。

・OS(初期設定含む)のインストール

・ソフトウェア動作に必要なハードウェア構成に伴う設定(RAID構成等)

・ライセンスを保有する(もしくは、新規に購入する)「達人システム」のインストール

・「機器販売」で、機器と同時に購入するソフトウェアのインストール

・キッティングサービスでは、ソフトウェアのインストールのみを行う。データの取り扱いやリストア作業、ネットワーク設定などOS上の設定作業は範囲対象外とする。

・当該「機器販売」で購入した機器は、達人トータルサポートの「設置工事」や「機器保守」のサービスを受けることができる。ただし、期間限定のキャンペーンとして、「設置工事」や「機器保守」の対象外となる機器を販売する場合もある。

2. 利用条件

・達人シリーズの利用者及び、新規で達人シリーズを導入する方を対象とする。

3. 納品日

・設置工事を伴わない場合、契約日からおよそ10営業日程度での納品を目標とする。

・設置工事を伴う場合、甲乙協議の上で設置工事日を決定する。注文日から2〜3週間での納品及び設置工事の完了を目安とする。

4. 保障

・販売する機器には、1年間のメーカー保障を付与する。保障の内容はメーカーの定義に準拠する。

・「機器保守」に加入しない場合で、メーカー保障を利用する際は、メーカーの指定する保守窓口へ直接ご連絡をいただくこととする。

・キッティングサービスに不具合が生じた場合、乙は、甲による設定変更が無いことを条件に、納品日から1か月以内での取壊責任を負う。この場合、甲は乙に対し、キッティングサービスを再度行うことを要求することができる。

5. 甲の義務

・乙は、甲に対して、キッティング作業の実施にあたり必要な情報を求めることができる。

以上

別紙 機器保守に係る特約条項

(保守内容)

- 1 乙は、機器の正常な稼働維持のため、善良なる管理者の注意をもって保守を行うものとします。
- 2 乙は、通常保守として、第3条に定める時間帯に、別紙C記載の作業を行うものとします。
- 3 乙は、特別保守として、甲及び乙の費用負担により各々の作業を行うものとします。

(1) 乙又は乙の指定する者以外の者による機器の移転、改造、他の機器の追加接続その他これらに関連する作業を行ったことにより生じた故障の修理

(2) 甲の責に帰すべき事由により生じた故障の修理

(3) 天災地変その他甲及び乙いずれの責にも帰すことができない事由により生じた故障の修理

(オーバーホール等)

4 機器の製造元に帰すべき事由(当該製造元において当該機器若しくはその部品の製造を中止すること又は当該機器にかかる保守を中止することを含みこれらに限らない。)により保守内容を変更する必要がある場合は、乙は事前に甲に通知することにより、保守内容の変更又は保守の中止を行うことができるとします。

(役割分担)

第2条 甲及び乙は、保守の円滑かつ適切な遂行のために、各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとします。

甲及び乙は、別紙Cに定める機器保守実施要領に基づき保守を実施することを確認します。

甲及び乙の保守における役割分担は、別紙C記載のとおりとし、詳細については別途協議のうえ定めるものとします。

4 甲及び乙は、各自の実施すべき分担作業を遅延又は実施しない場合、かかる遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとします。

(保守時間帯)

第3条 乙が保守を行う時間帯(以下、「保守時間帯」という。))は、次のとおりとします。ただし、土曜日、日曜日及び、「国民の祝日に関する法律」に定める休日を除くものとします。

月曜日～金曜日の9:00～17:00

2 確定申告時期(原則1/16～3/15、2/16が土日の場合は期間ごと翌月曜日に開始日がずれる。)の保守時間帯は、次のとおりとします。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日及び2月29日から1月3日までは除くものとします。

月曜日～金曜日の9:00～20:00及び、土曜日の9:00～17:00

(甲の義務)

第4条 甲は、乙に対し、機器の設置場所への立ち入りを認めるとともに、保守を行ううえで必要となる備品等の提供及び電力費等の負担をするものとします。

2 甲は、機器の設置場所の環境を乙所定の条件に設定・維持するとともに、乙所定の方法に従って機器を使用するものとします。

3 甲は、定期的に、甲の責任と費用において、機器に搭載使用されているソフトウェア、ファイル、データ等のバックアップを行い、保管するものとします。

(通知義務)

第5条 甲は、機器の移転、改造、他の機器の追加接続その他これらに関連する作業を行う場合は事前に乙に通知するものとします。(オーバーホール等)

第6条 乙は、機器が老朽化、正常な運転の維持に支障があると判断した場合は、機器のオーバーホールの実施若しくは代替機器の新規購入(以下、併せて「オーバーホール等」という。))を甲に要求することができるものとします。

2 甲は、乙のオーバーホール等の実施要求若しくは代替機器の新規購入の要求に応じ、速やかに乙に委託して機器のオーバーホール等を実施するものとします。

(実施報告)

第7条 乙は、保守を行った場合は、その内容について甲に報告するものとします。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を確認するものとします。

(保守料等)

第8条 保守料は、次のとおりとします。

(1) 通常保守料

ア 通常保守にかかる料金(以下、「通常保守料」という。))は、注文書及び注文書に定める保守対象機器明細に記載の機器数量に単価を乗ずることにより算出された額とし、具体的な額は注文書及び注文書に定めるものとします。

イ 契約終了日が注文書及び注文書に定める契約期間の途中であった場合において、乙から甲に対する通常保守料の返還はされないものとします。

(2) 特別保守料

特別保守にかかる料金(以下、「特別保守料」という。))は別添乙が定める単金(消費税相当額を除く。)に当該特別保守に要した時間及び技術者の数を乗ずることにより算出された額とします。

(3) 割増料

ア 乙が別添乙に定める保守時間帯以外に保守を行った場合は、通常保守料及び特別保守料に割増料を加算するものとします。

イ 割増料が別添乙が定める単金に当該時間及び技術者の数を乗ずることにより算出された額とします。

2 甲は、保守を行ううえで必要となる部品のうち、有償部品について、保守料とは別にその実費(以下、「部品費」という。))を乙に支払うものとします。

(請求方法)

第9条 乙は、契約締結時に、注文書及び注文書に定める通常保守料(年額)に別途消費税相当額を加算の上、甲に請求するものとします。

2 乙は、当月発生分の特別保守料及び割増料、部品費に別途消費税相当額を加算のうえ、甲に請求するものとします。

(支払方法)

第10条 甲は、前条に基づき乙より発行された請求書受領後30日以内に、乙所定の請求書記載の方法により、通常保守料、部品費及びそれらの消費税相当額を乙に支払うものとします。

(支払遅延損害金)

第11条 甲が支払期限までに保守料、部品費及びそれらの消費税相当額を支払わない場合、乙は、甲に対し、支払期限の翌日より支払日までの日数に応じ、保守料及び部品費に対し年利8.25%を乗じて計算した金額を支払遅延損害金とし請求できるものとします。(端数整理)

第12条 本契約に基づき計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるとします。

(機密保持)

第13条 甲及び乙は、本契約の履行に関して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形無形媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が機密である旨表示したものを、「機密情報」という。))について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、第4項に定めるものを除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとします。

2 前項にかかわらず、本契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとします。

- (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
 - (2) 既に保有しているもの
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したものの
 - (4) 相手方から書面により開示を承諾されたものの
 - (5) 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
- 3 甲及び乙は、相手方から提供を受けた機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、改変が必要ときは、事前に相手方から承諾を受けるものとします。
- 4 甲及び乙は、本契約の履行に必要な範囲において、自らの役員、従業員に対して機密情報を開示できると共に、本条と同等以上の守秘義務を課した再委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとします。ただし、甲及び乙は、第三者に開示した機密情報の機密保持について、相手方に対して本契約上の責任を負うものとします。
- 5 第1項にかかわらず、甲及び乙は、法令等に基づき、開示を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲内限り機密情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に(緊急止むを得ない場合には、事後速やかに)相手方に対して当該開示について通知するものとします。
- 6 本条の機密保持義務は、本契約が終了した後3年間継続するものとします。

(責任の範囲)

第14条 乙は、保守を行うにあたり、甲のソフトウェア、ファイル、データ等の保護については一切責任を負わないものとします。(損害賠償)

第15条 甲または乙は、相手方の契約違反により損害を受けた場合に限り、通常かつ直接の損害について通常保守料の12か月分を限度として、損害賠償を請求できるものとします。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとします。

(権利義務の譲渡)

第16条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(契約解除)

第17条 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。

- (1) 支払停止又は支払不能となったとき
 - (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (3) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき
 - (4) 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき
 - (5) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (6) 本契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後1か月以内にこれを是正しないとき
- 2 甲又は乙は、前項各号の一に該当した場合は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに履行するものとします。
- 3 乙が第1項第1号乃至第6号に定める事由に該当したことに基づいて甲により本契約が解除された場合を除き、本契約が解除された場合、甲は、当該解除までに乙が遂行した保守に相当する保守料及び解除により乙が負担することとなる費用(人的資源、物的資源確保に要した費用を含む。))を乙が定める日までに一括して乙に支払うものとします。

別紙C

機器保守実施要領

1. サービス内容

- ・達人トータルサポートの「機器販売」で購入した機器において故障や障害が発生した際に、現地訪問にて原因の切り分け対応や設定等による復旧作業、代替機器への一時的な交換・戻し作業などを行い、業務を継続できる状態を維持する。
- ・達人トータルサポートの「設置工事」を請け負った機器でなくとも、達人トータルサポートの「機器販売」で購入した場合であれば、当該「機器保守」への加入を可能とする。ただし、接続構成や設定内容の確認のため、調査にかかる費用を別途請求する。

- ・乙は、原則、現地対応による回復を目指す旨が回復に至らない場合は、予備機の設置を行い、回復を目指す。また、原因不明の故障や障害が発生した時は、復旧までの時間を考慮し予備機交換にて対応を行うことができるものとする。
- ・設置する予備機は、お預かりする甲の機器と必ずしも同一機器ではない事とする。
- ・予備機交換時にお預かりする甲のPCについて、そのハードディスク内にある情報の保護について、乙は責任を負わない事とする。

2. 保守対象

- ・ネットワーク機器は、対象外とする。
- ・以下の場合には保守対象の範囲外とする。
 - ・誤使用、事故、修正や変更、または甲による誤った修理作業による故障
 - ・天災地変等不可抗力を原因とする故障、または損傷に起因して発生した故障
 - ・乙への通知無く行った、機器の移転、改造、他の機器の追加接続その他これらに関連する作業に起因して発生した故障
 - ・ハードディスク故障時のデータ復旧作業
 - ・電波干渉による無線ネットワーク上の接続障害
- ・保守を行うにあたり、ソフトウェア、ファイル、データ等の保護については、一切責任を負わないものとする。
- ・サーバが作成したデータは、保守対象外とする。
- ・データのバックアップ/リストアは甲の作業範囲とする。

3. 保守範囲

- ・サーバ及びパソコン、プリンタの保守について、「設置工事」を実施していない機器の場合、機器納品時の状態までの復元を対象とする。「設置工事」を実施している機器の場合は、「設置工事」完了時の状態までの復元を対象とする。
- ・サーバ及びパソコンにインストールされているソフトウェアについては、工場出荷時(キッティングまでが完了した状態)までを保守する。「設置工事」を行っていない場合については、ソフトウェアの起動までを保守範囲とする。建設業法に係る作業は、「機器保守」の範囲から除外する。
- ・乙は、周辺機器の故障について、新しい機器の注文を受けることを前提として、予備機を貸し出すサービスを提供する。
- ・乙は、甲に、新しい機器の注文を受けることを前提として予備機を3営業日間貸し出す。
- ・乙は、甲より貸し出し期間内に新しい機器の注文を受けた場合、貸出期間を新しい機器の納品日まで延長する。
- ・乙は、甲より貸し出し期間内に注文がなかった場合、予備機の返却を甲に求めることができる。この場合、予備機の返却にかかる費用は、甲が負担する。

4. 受付対応時間帯

- ・確定申告時期(原則2/16～3/15、2/16が土日の場合は期間ごと翌月曜日に開始日がずれる)月曜日～金曜日の9:00～20:00及び土曜日の9:00～17:00(日曜日、祝祭日を除く)
- ・確定申告時期以外月曜日～金曜日の9:00～17:00(土日、祝祭日、年末年始12/29～1/3を除く)

5. 保守対応時間帯

- ・確定申告時期(原則1/16～3/15、2/16が土日の場合は期間ごと翌月曜日に開始日がずれる)月曜日～金曜日の9:00～20:00及び土曜日の9:00～17:00(日曜日、祝祭日、年末年始12/29～1/3を除く)も保守対応時間帯に含める。
- ・確定申告時期以外月曜日～金曜日の9:00～17:00(土日、祝祭日、年末年始12/29～1/3を除く)
- ・予備機の準備等で翌営業日以降の対応となる場合は、甲と別途調整とする。
- ・当日中に故障修理が完了せず、上記保守対応時間帯を経過した場合、翌営業日以降に再度対応するものとする。

6. 契約と支払方法

- ・契約期間は、機器の納品日または工事完了日からの年間契約(自動更新あり)とする。期間満了日から1か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がない場合、本契約は契約満了日の翌日から1年間自動的に継続延長されることとし、以降も同様とする。
- ・乙または乙の指定する業者以外の方による修理、改造、分解または加工等の原因による故障の修復作業対象機器の改造
- ・終了していない場合は、機器ごとの調整事項とする。
- ・機器購入から期間空けての「機器保守」への加入は不可とする。

7. 利用者の義務

- ・乙は、甲に対して、技術員の派遣前にあらかじめ保守対応に必要な情報を求めることができる。
- ・甲は、乙が保守サービスを提供するために必要な電力、ネットワーク等の使用を許可するものとする。
- ・甲は、乙の保守作業に立会い、保守終了後に乙所定の作業報告書に署名する。
- ・機器の移転、改造、他の機器の追加接続その他これらに関連する作業を行う場合は、事前に乙に通知する。
- ・甲が提供する情報の不備により、現場での作業ができずに技術員が待機状態となった場合、乙は甲と協議の上、作業を中止することができる。
- ・乙が作業場所に到着したにもかかわらず、甲の事情により作業を行うことができず、かつ甲にまったく連絡がつかない状態が60分以上継続した場合は、乙は技術員を呼び戻すことができる。
- ・保守対象機器が、データを記録する機能を有する機器の場合、記録されたデータの破損、損傷、変更、または消失及びプログラムの可能性があるため、データのバックアップなどはその他のものとする。また、バックアップされたデータの復旧がプログラムの再インストールについても、その作業は甲が行うものとする。
- ・保守するにあたり什器等の移動が発生する場合は、甲側の責任で実施いただくこととする。

8. 保守の免責事項

- ・次の各号に該当する作業は、保守の対象外とする。
 - ・天災地変等不可抗力を原因とする故障、または損傷に起因して発生した故障の復旧作業
 - ・対象機器の取扱説明書に記載されている使用方法、操作方法、または接続方法以外の使用に起因する故障の修復作業
 - ・乙または乙の指定する業者以外の方による修理、改造、分解または加工等の原因による故障の修復作業対象機器の改造
 - ・対象機器の全分解清掃、組み立て調整作業
 - ・対象機器以外の機器に起因する故障の修復作業
 - ・対象機器の設置場所の移転に起因する故障の修復作業
 - ・乙への通知無く行った、機器の移転、改造、他の機器の追加接続その他これらに関連する作業に起因して発生した故障の復旧作業
 - ・甲の要請による機器の移設、増設、撤去等に伴う技術員の派遣
 - ・ソフトウェアのバージョンアップ又はその他の変更に伴い、対象機器の仕様変更等が生じたことによる変更作業並びに機器購入費用
- ・乙は、いかなる場合も対象機器の記録装置に記録されたプログラム及び、データの破損、損傷、変更、消失についての責任を負わないものとする。

役割分担表

分類	作業内容	役割分担		
		甲	乙	備考
平常時	1 保守契約中の平常時			
	① 保守条件の提示		○	
	② 設置場所・環境の維持		○	
	③ 設置環境変更の通知		○	
	④ 設置環境変更通知の確認		○	
保守作業時	⑤ バックアップデータの取得	○		
	1 故障発生後の保守作業時			
	① 故障の判断と分析		○	
	② 故障の判断と分析支援(判断と分析に必要な情報の提供)		○	
	③ 立ち入りの許可、備品および作業環境の提供	○		
	④ 予備機の準備、交換作業		○	
	⑤ 注文書が定める保守範囲以外のソフトウェアのインストール・データ移行、復旧作業		○	
	2 戻し作業			
	① 本番機の修理		○	
	② 予備機から本番機への戻し作業		○	
③ 注文書が保有する資産の不用品処分	○			
保守作業終了後	1 保守作業の終了時			
	① 保守作業の完了報告		○	
	② 完了報告の確認	○		

(役割分担等)

第1条 甲及び乙は、工事の円滑かつ適切な遂行のために、各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとします。

2 甲及び乙は、別紙Aに定める設置工事実施要領に基づき工事を実施することを確認します。

3 甲及び乙の工事における役割分担は、別紙A記載のとおりとし、詳細については別途協議のうえ定めるものとします。

4 甲及び乙は、各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、かかる遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとします。
(作業場所の提供)

第2条 甲は、乙が工事を遂行するにあたり、当該作業場所(当該作業の実施に必要な機器、設備その他作業環境を含む。)を乙に無償で提供するものとします。この場合、使用条件等については、甲及び乙とて別途協議のうえ定めるものとします。

(工事日)

第3条 乙の責に帰すことのできない事由により工事日に工事を完成することができない場合、乙は、遅滞なく甲にその事由を通知すると共に、工事日の再設定を行い、それに伴い発生する追加作業等及びその対価等の変更を目的とした変更契約を甲及び乙の間で締結するものとします。

2 乙は、工事が完了したときは、乙所定の作業完了報告書に工事内容を記載のうえ、甲に提出するものとします。

(確認)

第4条 甲は、第3条第2項の提出を受けた場合は、乙若しくは乙が指定した者の立会のもと、工事に関する確認を行うものとします。なお、甲以外の者が確認を行った場合、甲が確認を行ったとみなします。

2 乙の責に帰すべき事由により工事が検査に不合格となった場合、乙は、別途定める再工事日に無償で再工事を行うものとし、甲の再確認を受けるものとします。ただし、乙の責に帰すことのできない事由により不合格となった場合は、この限りではありません。

3 前項の再検査の手続については、第1項を準用するものとします。

(工事の完了)

第5条 甲が、工事が第4条の確認が完了した場合は、第3条第2項に定める作業完了報告書に甲の実施責任者が記名押印のうえ乙に交付するものとし、当該乙への交付を以て工事を完了とします。

2 甲の責に帰すべき事由により確認が行えなかった場合、当該工事は確認が完了したものとみなし、これを以て工事を完了とします。

(実施責任者)

第6条 甲及び乙は、工事の円滑かつ適切な遂行のために、それぞれ実施責任者(以下、「実施責任者」という。)を定めるものとし、業務連絡体制を甲及び乙で協議のうえ定めるものとします。これらを変更する場合も同様とします。

2 甲の実施責任者は、次の各号の事項を行うものとします。

(1) 工事に関する乙への指示

(2) 工事に関する乙への報告確認及び通知

(3) 工事検査合格書の確認

(4) その他工事に関連する事項

3 乙の実施責任者は、次の各号の事項を行うものとします。

(1) 工事に従事する乙の従業員(以下、「工事従事者」という。)への指示管理

(2) 工事に関する甲への報告及び通知

(3) その他工事に関連する事項

4 甲及び乙は、本契約に定めた事項の他、相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼その他相手方との連絡、確認等については、原則として実施責任者を通じて行うものとします。

(工事従事者の選定等)

第7条 工事従事者の選定、配置及び変更は乙が行うものとします。

2 乙は、労働法規その他関係法令に基づき工事従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、工事従事者に対する工事に関する指示、労務管理、安全衛生管理に関する一切の指揮命令を行うものとします。

(電力等の負担)

第8条 乙が工事を行うにあたり必要とする電力等は、甲が負担するものとします。

(請求方法)

第9条 第5条に基づき工事が確認完了した場合、乙は、注文書及び注文請書に定める契約金額に別途消費税相当額を加算のうえ甲に請求するものとします。

(支払方法)

第10条 甲は、前条に基づき乙より発行された請求書受領後30日以内に、乙所定の請求書記載の方法により、注文書及び注文請書に定める契約金額及びその消費税相当額を乙に支払うものとします。

(支払遅延損害金)

第11条 甲が支払期限までに注文書及び注文請書に定める契約金額及びその消費税相当額を支払わない場合、乙は、甲に対し、支払期限の翌日より支払日までの日数に応じ、注文書及び注文請書に定める契約金額に対し年利8.25%を乗じて計算した金額を支払遅延損害金として請求できるものとします。

(端数整理)

第12条 本契約に基づく計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

(機密保持)

第13条 甲及び乙は、本契約の履行に関して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が機密である旨表示したものを(以下、「機密情報」という。)について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、第4項に定める者に使用させる場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとします。2 前項にかかわらず、本契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとします。

(1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの

(2) 既に保有しているもの

(3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの

(4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの

(5) 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの

3 甲及び乙は、相手方から提供を受けた機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、改変が必要なきは、事前に相手方から承諾を受けるものとします。

4 甲及び乙は、本検討に必要な範囲において、自己の役員、従業員に対して機密情報を開示できると共に、本条と同等級以上の守秘義務を課した再委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負うものに対して開示できるものとします。ただし、甲及び乙は、第三者に開示した機密情報の機密保持について、相手方に対して本契約上の責任を負うものとします。

5 第1項にかかわらず、甲及び乙は、法令等に基づき、開示を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り機密情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に(緊急止むを得ない場合には、事後速やかに)相手方に対して当該開示について通知するものとします。

6 甲及び乙は、機密情報の提供、受領については、第6条に定める実施責任者間で書面をもって行うものとします。

7 本条の機密保持義務は、本契約が終了した後3年間継続するものとします。

(保証)

第14条 甲が工事に瑕疵を発見し、工事を完了日から起算して6か月以内に乙にその旨を通知した場合であって、当該瑕疵が乙の責に帰すべきものであると認められたときは、乙は当該瑕疵を無償で修補するものとします。

2 乙が瑕疵を修補した場合において、当該瑕疵の原因が乙の責に帰すことのできないものがあったときは、甲及び乙は当該瑕疵の修補作業及び当該作業に要した費用等を規定した注文書及び注文請書(以下、「修補契約書」という。)を締結することとし、甲は乙に対し、修補契約書に基づく費用を支払うものとします。

3 乙が工事に關して、工事を完了後に甲に対して負う責任は第1項に定めた範囲に限られるものとします。

(損害賠償)

第15条 甲又は乙は、相手方の契約違反により損害を受けた場合に限り、通常かつ直接的損害について注文書及び注文請書に定める契約金額を限度として、損害賠償を請求できるものとします。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び過失利益は含まれないものとします。

(権利義務の譲渡)

第16条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(契約解除)

第17条 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。

(1) 支払停止又は支払不能となったとき

(2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき

(3) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき

(4) 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき

(5) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

(6) 本契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後6か月以内にこれを是正しないとき

2 甲又は乙は、前項各号の一に該当した場合は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに履行するものとします。

3 乙が第1項第1号乃至第6号に定める事由に該当したことに基づいて甲により本契約が解除された場合を除き、本契約が解除された場合、甲は、当該解除までに乙が遂行した工事に相当する注文書及び注文請書に定める契約金額及び解除により乙が負担することとなる費用(人的資源、物的資源確保に有した費用を含む。)を乙が定める日までに一括して乙に支払うものとします。

別紙A

設置工事実施要領

1. サービス内容

・達人トータルサポートの「機器販売」にて販売した各種機器を事務所内に設置し、業務を始められる環境を整えるサービス。ネットワーク敷設工事や必要に応じ事前現地調査などを含む。

・当該設置工事の実施を、達人トータルサポートの「機器保守」に加入する前提条件とはしない。達人トータルサポートの「機器販売」で購入した機器について、設置工事は甲自身で行い、「機器保守」だけ加入することも可能とする。

2. 作業範囲

・サーバ、PC、プリンタは事務所への設置、各種設定、動作確認までを行う。

・ネットワーク機器はWAN側の設定からPCまたはプリンタ等の端末側の接続までを範囲とし、以下の作業を行う。

・ネットワーク機器の設置

・ネットワーク機器から端末までのLANケーブルの敷設(モール敷設等の整線含む)

・無線LANルータの設定と接続確認

WAN:プロバイダ設定

LAN:無線LANの暗号化やIPルーティング等、設計を伴わない簡易な設定までを対象とする。

・端末側の無線LAN接続設定

・乙は、甲がネットワーク機器のWAN側の設定を乙に委託する場合、工事実施までに甲に対し、通信回線の開通工事及びインターネットサービスプロバイダとの契約を、甲の責任で完了することを求めることができる。また、インターネット接続設定に必要な情報(ID、パスワードなど)求めることができる。

・建設業法の対象となる工事は、対象外とする。

・無線LAN機器以外のWAN側の工事は、対象外とする。

・甲が乙以外から調達したソフトウェアの設定および、インターネットブラウザ及び電子メールの設定、データ移行は、対象外とする。

・機器搬入に伴う養生作業は、対象外とする。

3. 利用条件

・「機器販売」で購入した機器を対象とする。

4. 受付(調整)対応時間

・月曜日～金曜日9:00～17:00(土日、祝祭日、年末年始12/29～1/3を除く)

5. 作業(工事)対応時間

・月曜日～金曜日9:00～17:00(土日、祝祭日、年末年始12/29～1/3を除く)

・作業対応時間中に完了しなかった場合、再訪する工事日を調整の上、別日に工事を実施する。

6. 利用者の義務

・乙は、甲に対して、工事実施前にあらかじめ設置工事に必要な情報を求めることができる。甲の提供する情報の不備により、現地での工事ができず技術員が待機状態となった場合、乙は甲と協議の上、作業を中止することができる。

・乙が作業場所に至着したにもかかわらず、甲の事情により工事を行うことができず、かつ甲にまったく連絡がつかない状態が60分以上継続した場合は、乙は技術員を呼び戻すことができる。

・甲に起因する理由により工事が完了できなかった場合は、乙は、甲に別途費用を請求できるものとする。

役割分担表

分類	作業内容	役割分担		
		甲	乙	備考
工事 実施前	1 工事前調整	/	/	
	① 工事範囲、実施条件の提示		○	
	② 工事範囲、実施条件の承認	○		
	③ 注文書実施責任者の選定	○		
	④ 注文請書実施責任者、工事従事者の選定		○	
	⑤ 工事実施に必要な情報の提供	○		
工事 作業時	1 工事作業	/	/	
	① 工事作業場所の提供、立ち入り許可	○		
	② 工事従事者の派遣		○	
	③ 工事作業時の立会	○		
	④ 電力等の負担	○		
	⑤ 工事作業の実施		○	
工事 終了後	1 工事後確認	/	/	
	① 工事後報告		○	
	② 工事後報告の確認	○		